

居宅サービス事業契約書（兼重要事項説明書）

_____（以下「利用者」）と、生協王子歯科（以下「事業者」）は、事業者が利用者に対して行う居宅サービス事業について、次のとおり契約します。

第1条（サービスの目的及び内容）

1. 事業者は、介護保険法の関係法令、及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅において、

その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付の対象となるサービスを

提供します。

2. 提供するサービスの種類は「居宅療養管理指導」です。

3. それぞれのサービス内容は以下のとおりです。

（1）サービスの種類とサービス提供時間帯

事業者名：生協王子歯科、所在地：東京都北区豊島3-19-3

介護保険指定番号：居宅療養管理指導（東京都1331747146号）、管理者：望月 裕美
（電話 3927-9573）

提供地域：北区・足立区・荒川区（その他の区も要相談）

提供時間帯：平日9:00～17:00

定休日：日曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）

（2）サービス提供の職員体制

歯科医師：3名（常勤3名）、歯科衛生士：6名（常勤4名、非常勤2名）

（3）サービス内容

・利用者に対し、歯科医師が利用者の居宅を訪問し歯科医学管理に基づき、居宅介護支援業者に居宅サービス計画作成に必要な情報提供を行い、または利用者及び家族に対し、居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法についての指導及び助言を行います。

・利用者に対し、歯科衛生士等が、歯科医師の指示に基づき、療養上必要な指導として患者の口腔内の清掃または有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

第2条（契約期間）

この契約期間は利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了までとし、利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない限り自動更新されるものとします。

第3条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供ごとにその内容を記録し、利用者に指導・助言を行います。

2. 事業者はその記録を2年間保存し、利用者から求めがあれば閲覧に応じます。

第4条（利用料及び利用料の請求と支払い）

1. 利用料は（別紙1）の通りとなります。介護報酬改定時の場合には、別紙改定表をお渡しします。

交通費はサービス提供地域に定めた利用者は無料。

2. 一部負担金の徴収方法

介護報酬単価に基づき利用料の計算をして、利用者の負担分計算後に請求書を発行します。お支払いが確認されたら領収書を発行します。

第5条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第6条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約内容の継続が困難になった場合は、その理由を文書により示し、この契約を解除することができます。この場合事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者に、その旨を連絡します。

第7条（契約の終了）

1. 次の事由が発生した場合はサービスの提供を休止し、契約を終了する場合があります。

利用者が医療施設に入院、もしくは介護保険施設に入所した場合

2. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を自動的に終了するものとします。

（1）利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（2）利用者が死亡した場合

第8条（守秘保持）

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

2. 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報はいりません。

第9条（賠償責任）

1. 事業者は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに連携医療機関、家族及び後見人と連絡を取り、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、サービスの提供にともない、事業者の責任で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第10条（苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、自治体、または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てる事ができます。

2. 事業者は、苦情に対応する窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、相談、苦情に

対し、迅速かつ適切に対応します。

(歯科医師及び歯科衛生士によるサービスに関するサービス提供責任者 望月 裕美
(電話) 3927-9573)

第 11 条 (本契約に定めのない事項)

この契約及び介護保険法など関係法令で定められていない事項について、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

第 12 条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 13 条 (虐待の防止)

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

1. 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のための必要な措置

サービス提供中に当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする

上記の本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上 1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者名

○事業者名 生協王子歯科 (指定番号 東京都・13317147146号)

〔事業者名〕 東京ほくと医療生活協同組合

〔所在地〕 東京都北区豊島三丁目 4 番 15 号

〔代表者名〕 理事長 今泉 貴雄 印

○利用者 〔住所〕

〔氏名〕 印

(代理人) 〔住所〕

〔氏名〕 印